

特別養護老人ホーム喜寿苑 料金表【併設型ユニット型個室 定員100名】

【介護保険サービス】

令和6年8月1日改定

要介護度：ユニット型個室	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①介護サービス費	670単位/日	740単位/日	815単位/日	886単位/日	955単位/日
②精神科医療養指導加算			5単位/日		
③看護体制加算Ⅰ・ロ			4単位/日		
④夜勤職員配置加算Ⅱ・ロ			18単位/日		
⑤栄養マネジメント強化加算			11単位/日		
⑥日常生活継続支援加算Ⅱ			46単位/日		
⑦個別機能訓練加算Ⅰ			12単位/日		
⑧個別機能訓練加算Ⅱ			20単位/月		
⑨科学的介護推進体制加算Ⅱ			50単位/月		
⑩協力医療機関連携加算Ⅰ			100単位/月		
⑪高齢者施設感染対策向上加算Ⅰ			10単位/月		
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	合計単位×14.0%				
1ヵ月（31日計算）合計	27,276単位	29,749単位	32,400単位	34,909単位	37,348単位
介護保険自己負担分（1割）	27,658円	30,165円	32,854円	35,398円	37,871円
介護保険自己負担分（2割）	55,316円	60,331円	65,707円	70,795円	75,742円
介護保険自己負担分（3割）	82,974円	90,496円	98,561円	106,193円	113,613円

【居住費、食費、おやつ代】※おやつ代1日100円

	介護保険負担限度額認定証なし	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
居住費	2,066円	880円	880円	1,370円	1,370円
食費	1,445円	300円	390円	650円	1,360円
1ヵ月（31日計算）合計	111,941円	39,680円	42,470円	65,720円	87,730円

第2段階（本人及び世帯全員が市民税非課税、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下）

預貯金、有価証券等の合計が650万円以下であること（夫婦の方は合計1,650万円以下）

第3段階①（本人及び世帯全員が市民税非課税、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下）

預貯金、有価証券等の合計が550万円以下であること（夫婦の方は合計1,550万円以下）

第3段階②（本人及び世帯全員が市民税非課税、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える）

預貯金、有価証券等の合計が500万円以下であること（夫婦の方は合計1,500万円以下）

※介護保険負担限度額の軽減を受けるためには、市町村の窓口に申請し【介護保険負担限度額認定証】の交付を受ける必要があります

【1ヵ月負担目安】※介護保険サービス費+居住費+食費+おやつ代

	介護保険負担割合証(1割)	介護保険負担割合証(2割)	介護保険負担割合証(3割)	介護保険負担限度額認定証(第1段階)	介護保険負担限度額認定証(第2段階)	介護保険負担限度額認定証(第3段階①)	介護保険負担限度額認定証(第3段階②)
要介護1	139,599円	167,257円	194,915円	67,338円	70,128円	93,378円	115,388円
要介護2	142,106円	172,272円	202,437円	69,845円	72,635円	95,885円	117,895円
要介護3	144,795円	177,648円	210,502円	72,534円	75,324円	98,574円	120,584円
要介護4	147,339円	182,736円	218,134円	75,078円	77,868円	101,118円	123,128円
要介護5	149,812円	187,683円	225,554円	77,551円	80,341円	103,591円	125,601円

※上記金額は、1ヶ月（31日）あたりの目安を示したものです。月の日数により差額が生じる場合があります。

【その他費用】※豊橋市は7級地に該当している為、単位数に10.14円を乗じた金額が料金となっています。

*その他の加算、該当する項目について加算されます	外泊時加算	1日246単位（1ヶ月6日限度）
	初期加算	1日30単位（入所した日より起算して30日以内、30日を超えて医療機関へ入院し再入所した場合）
	安全対策体制加算	入所初日に限り20単位（安全対策に係る研修を受けた担当者の配置、安全対策を実施する体制の整備がなされている場合）
	療養食加算	1回6単位（医師より糖尿病食、腎臓病食など治療食指示があった場合）
	経口移行加算	1日28単位（医師に指示に基づき経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取のための経口移行計画を作成した場合）
	経口維持加算Ⅰ	1月400単位（摂食障害を有し誤嚥が認められる入所者に対して特別な管理をした場合）
	口腔衛生管理加算Ⅱ	1月110単位（口腔衛生管理計画を作成し、月2回の歯科衛生士による口腔管理と介護職員に技術的助言・指導、必要に応じ相談対応し、定員超過・人員基準欠如していない事を見た上でLIFE対応した場合）
	個別機能訓練加算Ⅲ	1月20単位（個別機能訓練加算Ⅱ、口腔衛生管理加算Ⅱ、栄養マネジメント強化加算を算定し、入所者事の情報共有している場合）
	認知症チーム推進加算Ⅱ	1月120単位（認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを行った場合、日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はⅤに該当する方〔利用者総数の50%以上〕）
	自立支援促進加算	1月280単位（医学的評価を行い、自立支援促進の適切かつ有効な実施のため必要な情報を活用した場合）
	排せつ支援加算	Ⅰ：1月10単位 Ⅱ：1月15単位、Ⅲ：1月20単位、排せつ支援情報を厚生労働省に提出し改善方法により算定が異なる
	褥瘡マネジメント加算	Ⅰ：1月3単位（褥瘡発生のリスクを評価し厚生労働省に提出）Ⅱ：1月13単位（Ⅰに加えて褥瘡の発生が無い場合）
	看取り介護加算Ⅰ	1日72単位：（死亡日以前31日以上45日以下、1日144単位：死亡日以前4日以上30日以下、1日680単位：死亡日以前2日以上3日以下、1280単位：死亡日 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断し、看取り介護を実施した場合）
	退所時情報提供加算	1回250単位（医療機関へ退所する入所者について、入所者等の同意を得て心身の状況、生活歴等の情報を提供した場合）
	退所時栄養情報連携加算	1回70単位（特別食を必要、又は医師が低栄養と判断した入所者の栄養管理に関する情報を退所先の医療機関等に提供した場合）
	再入所時栄養連携加算	1回200単位（1次入所において必要となる栄養管理が、2次入所の際に必要としていた栄養管理とは大きく異なる場合）
	退所時相談援助加算	1回400単位（入所者が退所後、居宅サービスを利用する場合に関係機関に情報を提供した場合）
	（その他の主な費用） 理髪サービス：カット2,000円、カット+顔そり2,500円、立替払利用サービス：1ヶ月1,000円、電気使用量（テレビ、冷蔵庫等の個人で使用されるもの）：1日30円、医療費・薬代（実費）、その他嗜好品（実費）、外出等レク費（実費）	